

資料 1

# 今後の 住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム 標準仕様書の修正点（案）

令和6年1月29日

# 目次

---

1. 氏名の振り仮名法制化等の概要
2. 全国意見照会における受領意見数概要
3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容
4. その他仕様書修正内容
5. 指定都市要件に係る修正内容
6. 本改定内容の適合基準日
7. 継続検討事項

# 1. 氏名の振り仮名法制化等の概要

## 1-1. 概要

【マイナンバー法等の一部改正法】

戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

### 背景

- 現状、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要する。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするのが懸念される。そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意のものに特定し、公証するニーズが高まっている。
- これを受け、デジタル社会形成整備法附則第73条において「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。

### 戸籍法の一部改正

- 戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

### 家事事件手続法の一部改正

- 氏の振り仮名又は名の振り仮名の変更許可の審判等に関する規定を整備する。

### 住民基本台帳法の一部改正

- 住民票（外国人住民に係るものを除く。）等の記載事項に、戸籍に記載された「氏名の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

### マイナンバー法及び公的個人認証法の一部改正

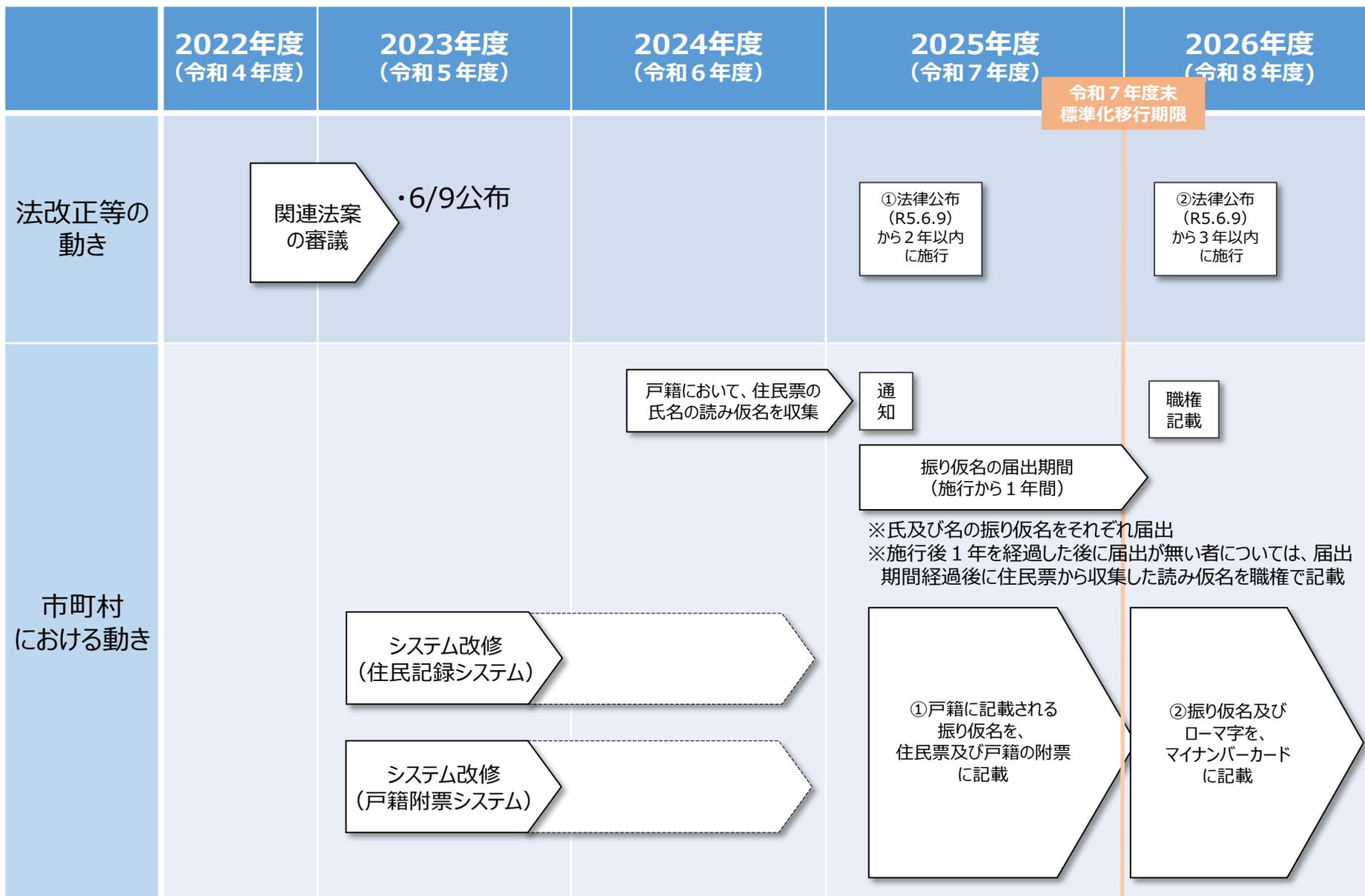
- マイナンバーカード及び署名用電子証明書（外国人住民に係るものを除く。）に「氏名の振り仮名」を記載・記録する。

### 改正の効果

- 氏名の振り仮名が公証され、官民間問わず様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に。

# 1. 氏名の振り仮名法制化等の概要

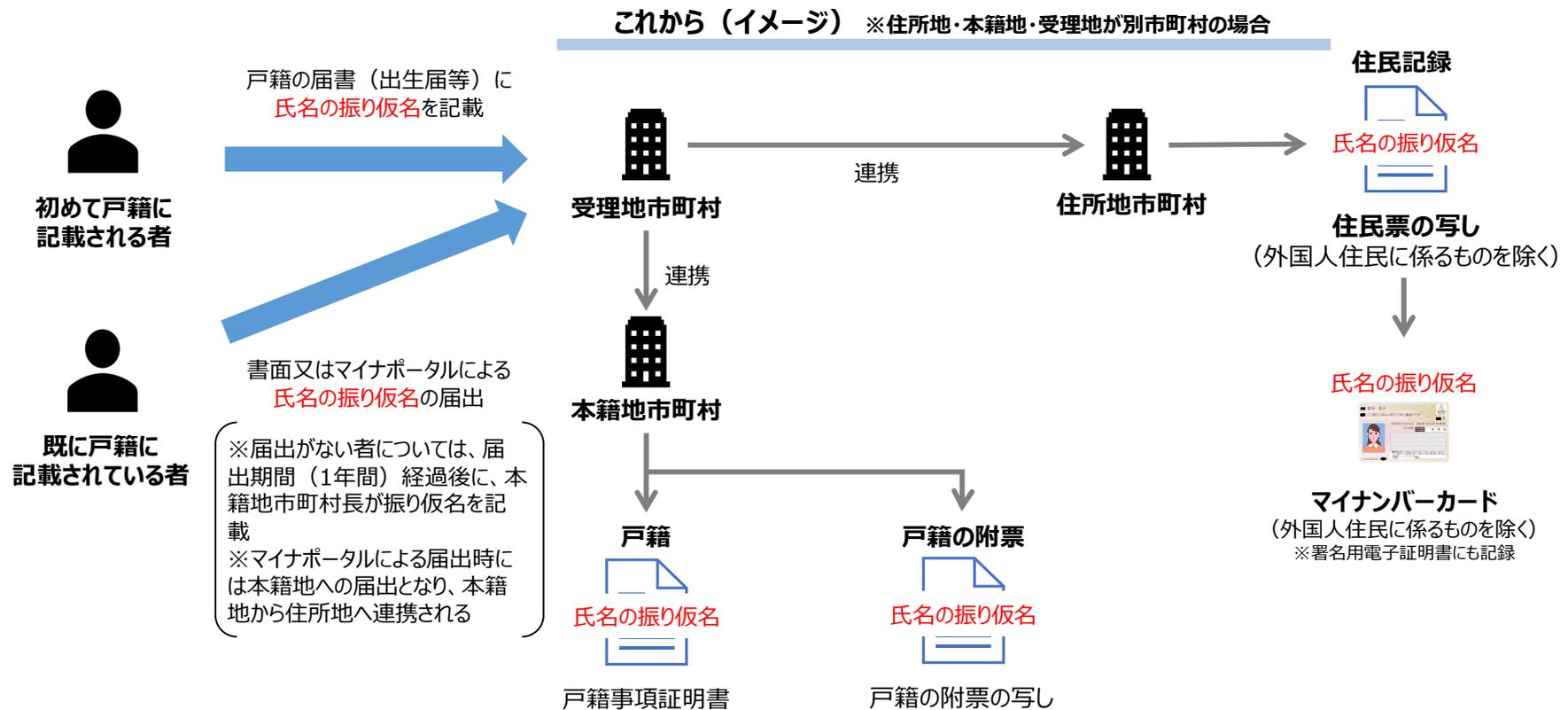
## 1-2. 住民票等への振り仮名・マイナンバーカードへのローマ字の記載等に向けたスケジュール(案)



# 1. 氏名の振り仮名法制化等の概要

## 1-3. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

- 行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的ものに特定し、公証するニーズが高まっている。
- デジタル社会形成整備法（2021年5月19日公布）附則第73条において「政府は、（中略）**個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする**ことを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。
- また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2022年6月）において、**戸籍における氏名の読み仮名の法制化**に向けた作業を進め、2023年の通常国会に関連する法案が提出され、6月に可決・成立した。



氏名の振り仮名が公証され、様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に

## 2. 全国意見照会における受領意見数概要

- 各仕様書において、受領意見数及び内訳を下記に示します。

全国照会意見内訳

	意見数	仕様書修正	軽微な修正	対応なし	重複等
住民記録システム	128	5	7	81	35
印鑑登録システム	13	0	0	5	8
戸籍附票システム	8	0	0	8	0

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 住民記録システム等標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容
1	<p><b>「日本人氏名の振り仮名」の記載事項への追加及び名称変更の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振り仮名法制化に伴い、仕様書における日本人氏名の振り仮名を示す記載について「振り仮名」と表記し、氏名のフリガナに変えて、氏名の振り仮名を管理する。</li> <li>住民票の記載事項として<b>住民票に記載された振り仮名を判別するフラグを管理する。</b></li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #6AA84F; color: white; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #4F81BD; color: white; padding: 2px 5px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b>  <b>【実装必須機能】</b>    日本人住民について、以下の項目を管理（※）すること。    ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。</p> <p>【住民票記載事項に当たる項目（法第7条各号関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li><u>氏名の振り仮名（1.1.18参照）</u> （後略）</li> </ul> <p>【住民票のその他の項目】 （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>氏名のフリガナ（1.1.18参照）</del></li> <li>氏名の<u>振り仮名フリガナ公証確認</u>フラグ（1.1.18参照） （後略）</li> </ul> <p><b>【考え方・理由】</b> （前略）</p> <p>戸籍の表示（筆頭者）の<u>振り仮名フリガナ</u>については、ベンダ意見照会の中で現在も管理していないため不要との意見が多かったことから、管理する項目としていない。</p> <p><u>本仕様書において「振り仮名」は、日本人氏名における振り仮名を指す（旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。）。</u></p>

※上記は仕様書の一部を抜粋したものであり、その他箇所においても同様に名称変更等を実施。  
 ※戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。  
 ※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正あり**

#### 住民記録システム等標準仕様書修正内容

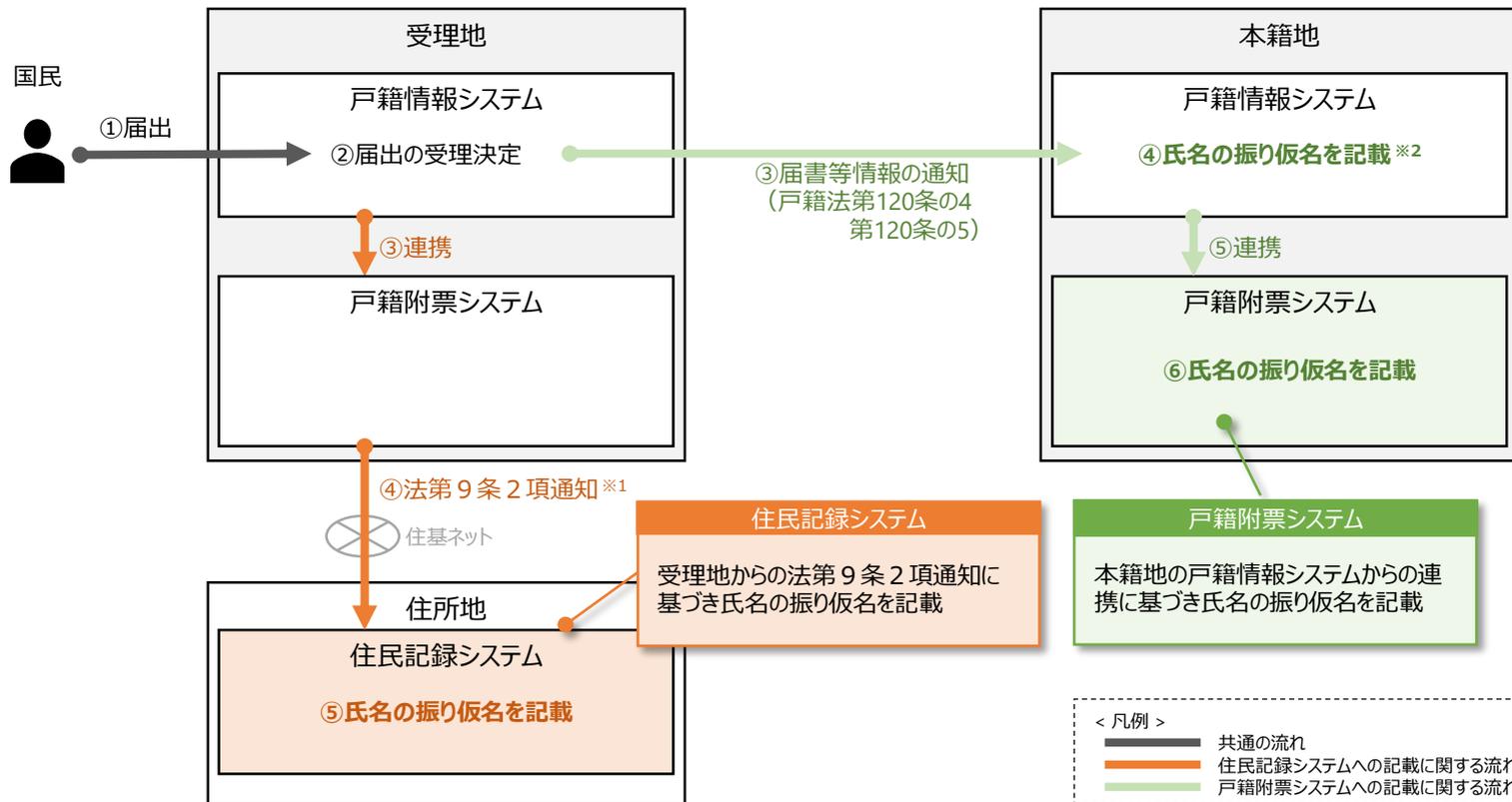
#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容
2	<p><b>日本人氏名の振り仮名公証フラグを管理する旨や考え方の記載を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人氏名の振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを区別するため、<b>日本人氏名の振り仮名公証フラグを管理する</b>。氏又は名のいずれかの振り仮名のみ記載される期間があるため、<b>氏又は名それぞれ記載されているか区別できる必要がある</b>。</li> <li>届出期間に、<b>戸籍において氏又は名の一方の振り仮名が記載された場合、当該氏又は名について便宜上保持していた振り仮名を更新し、フラグを立てる</b>。記載されていない氏又は名については引き続き保持する。</li> <li>分科会の議論を踏まえ、<b>氏又は名の振り仮名は戸籍における届出の受理地又は本籍地から連携され、住民票に記載する旨を示す記載に修正する</b>（黄色網掛け）。</li> </ul>	<p><b>1.1.18 振り仮名・フリガナ</b></p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p><u>日本人氏名の振り仮名及び日本人氏名の振り仮名公証フラグ</u>（当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ）を管理すること。</p> <p><del>氏名、旧氏並びに外国人氏名及び通称</del><u>については、</u><u>フリガナ及びフリガナ確認フラグ</u>（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。</p> <p>（後略）</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p><u>日本人氏名の振り仮名がフリガナについては、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とされたことから、本仕様書において「振り仮名」は日本人氏名の振り仮名を指す（旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。）</u>。<u>して規定されておらず、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされていない。</u></p> <p><u>なお、日本人氏名の振り仮名は、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の記載事項として戸籍に氏名の振り仮名の記載がされることで住民票にも記載されることとなるが、令和5年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内に限り、戸籍の筆頭に記載されている者は氏の振り仮名を、戸籍に記載されている者は名の振り仮名の届出をすることができるとされていることから日本人の氏又は名のそれぞれの振り仮名が戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」が必要となる。当該フラグが立っていない日本人氏名の振り仮名については、戸籍に記載され、法第7条の記載事項として記載された振り仮名ではなく、住民記録システムで事実上保持している振り仮名となる。また、氏のみ又は名のみ振り仮名が戸籍において振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携された場合において、連携された記載された場合において、記載された氏又は名の振り仮名のみを上書きして当該振り仮名に上記フラグを立て、連携されていない氏又は名の振り仮名については従前の振り仮名データを維持することに留意すること。除票においては、氏名の振り仮名が記載されている者と記載されない者が混在し続けるため、令和5年改正戸籍法の施行日から1年経過した後も「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」による管理が必要である。</u></p> <p>（後略）</p>

※5.3、20.0.3及び20.3.1の記載及び戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。  
 ※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

## 参考 | 受理地・住所地・本籍地間の連携のイメージ（詳細）

- 住民記録システムにおいては、受理地等から送られる法第9条2項通知に基づき氏名の振り仮名を記載します。
- 戸籍附票システムにおいては、本籍地の戸籍情報システムからの連携に基づき氏名の振り仮名を記載します。

### 受理地・住所地・本籍地間の連携のイメージ（詳細）



※1 住所地で届出を受理した場合には、法第9条2項通知と同じ電気通信回線又は手渡し等により連携される。

※2 受理地から本籍地に対して通知された氏名の振り仮名について、本籍地が戸籍に記載することができないと判断した場合は、①本籍地が直接追完届（戸籍法第45条）の提出を届出人に求める場合と②本籍地から受理地に届出等情報を返戻し、受理地が追完届の提出を求めた上で、当初の届書と追完届を送信する場合が想定される。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。  
 住民記録システム標準仕様書修正内容

前回検討会から  
修正なし

#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容						
3	<p><b>住民票の写し等における日本人氏名の振り仮名の取扱いに関する記載を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し等において、法第7条の記載事項として<b>住民票に記載された日本人氏名の振り仮名のみ、氏名の振り仮名欄にカタカナで記載する</b>旨を記載する。</li> <li>日本人の氏又は名のいずれかの振り仮名が法第7条に基づき住民票に記載されている場合、<b>当該振り仮名のみを氏名の振り仮名欄に表示し</b>、記載されていない振り仮名は【○空欄】と出力する。</li> <li>【○空欄】と出力する場合は、戸籍の届出がされていない氏又は名の振り仮名については空欄として表示される旨の注釈を記載する。</li> <li>日本人氏名の<b>振り仮名をともに記載しない場合は、項目名及び項目内容を*と表示する。</b></li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #27ae60; color: white; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #2980b9; color: white; padding: 2px 5px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>5.3 振り仮名・フリガナ</b>  <b>【実装必須機能】</b></p> <p>住民票の写し（世帯連記式を含む。）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）及び職権記載等通知書において、それぞれの氏名の項目の上の振り仮名欄に、法第7条に基づき住民票に記載された日本人氏名の振り仮名をカタカナで記載する。</p> <p>なお、日本人の氏又は名のみを振り仮名を記載する場合並びに氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合は、以下のように記載すること。</p> <p><u>（記載例）</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;"> <p><u>（氏の振り仮名のみ記載する場合）</u></p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名の振り仮名</td> <td style="padding: 5px;">ジュウミン【名空欄】</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p><u>（名の振り仮名のみ記載する場合）</u></p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名の振り仮名</td> <td style="padding: 5px;">【氏空欄】 タロウ</td> </tr> </table> </div> </div> <p><u>（氏及び名の振り仮名いずれも記載しない場合）</u></p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">* * *</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">* * * * *</td> </tr> </table> <p>（後略）</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>日本人氏名の振り仮名<del>フリガナ</del>については、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項として規定されておらず、法令上、住民票の写し等において公証する事項とされておらず。することとされたことから、住民票の写し等に氏名の振り仮名の項目を設けて記載する。（中略）</p> <p>住民票の写し等において、氏又は名のみが記載される場合は、氏名の振り仮名欄に記載されていない氏又は名の振り仮名については【氏空欄】、【名空欄】と表記することとする。氏及び名ともに記載されていない日本人氏名の振り仮名については、項目名及び項目内容を*表示とする。</p>	氏名の振り仮名	ジュウミン【名空欄】	氏名の振り仮名	【氏空欄】 タロウ	* * *	* * * * *
氏名の振り仮名	ジュウミン【名空欄】							
氏名の振り仮名	【氏空欄】 タロウ							
* * *	* * * * *							

※戸籍附票システム標準仕様書については、項目名を【】で記載すると規定していることから、空欄の場合は、【】ではなく（）とする。また、氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合には上詰めとする（20.0.2 参照）。

※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

※上記の空欄の記載方法については、20.0.2でも同様に示し、併せて氏名についても同様の取扱いとして修正をしている。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正あり**

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
4	<p><b>振り仮名の届出の受理地又は本籍地から振り仮名が連携された際における、氏名の振り仮名公証フラグの設定の留意事項を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見照会を踏まえ、転出証明書等を基に、日本人氏名の振り仮名を入力処理した場合は、振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携済みの振り仮名か否かが判別できるよう、適切に日本人氏名の振り仮名公証フラグを設定する必要があるため、【考え方・理由】に留意事項を追記する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #4f7942; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">住民記録</div> <p><b>4.1.1.1 転入者情報入力</b>  <b>【実装必須機能】</b>                  日本人又は外国人が転入したときは、「住所を定めた年月日」を除き、1.1.1（日本人住民データの管理）又は1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目が入力できること。                  （後略）</p> <p><b>【考え方・理由】</b>                  （前略）  <span style="background-color: #fff9c4;">なお、転出証明書等を基に日本人氏名の振り仮名を入力処理した場合は、適切に日本人氏名の振り仮名公証フラグを設定するよう留意する必要がある。</span></p>

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正あり**

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
5	<p><b>各情報の自動取込機能の実装を踏まえ、振り仮名の届出の受理地又は本籍地より振り仮名が連携された際、氏名の振り仮名公証フラグの自動設定機能を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見照会において、受信した情報を基に日本人氏名の振り仮名の公証フラグを手動設定することは、事務負担増につながる旨の意見があった。</li> <li>転出証明書情報等を通じて振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携済みの氏名の振り仮名が連携された際には、自動で氏名の振り仮名公証フラグを設定するよう、要件化する。</li> <li>既に機能要件として規定されている自動取込機能と連動することから、政令市・中核市等の転出証明書情報は自動取込機能を【実装必須機能】とする。住民票記載事項通知及び一般市区町村における転出証明書情報は【標準オプション機能】とする。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #8B4513; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">住民記録</div> <p><b>4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）</b>  <b>【実装必須機能】</b>          （前略）          転出証明書情報、転入予約情報を取り込む際には、職員の手を介することなく自動で、複数件を一括で取り込むことができること。<u>転出証明書情報から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。</u>          なお、当該機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。          （後略）</p> <p><b>【考え方・理由】</b>          （前略）  <u>なお、振り仮名公証フラグの自動設定機能を実装せず、手動で転出証明書情報を基に日本人氏名の振り仮名を入力処理した場合は、適切に公証フラグを設定するよう留意する必要がある。</u></p> <p><b>4.2.0.8 CSから受信した住民票記載事項通知の取込</b>  <b>【標準オプション機能】</b>          （前略）          CSから住民票記載事項通知（法第9条第2項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。<u>住民票記載事項通知から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。</u>          （後略）</p> <p><b>【考え方・理由】</b>          （前略）  <u>なお、振り仮名公証フラグの自動設定機能を実装せず、手動で住民票記載事項通知（法第9条第2項）を基に日本人氏名の振り仮名を入力処理を行う場合は、適切に日本人氏名の振り仮名公証フラグを設定するよう留意する必要がある。</u>          （後略）</p>

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除  
黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
6	<p>(前頁の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・意見照会において、戸籍照合通知（法第19条第2項）を受信した際、自動で氏名の振り仮名公証フラグを設定するよう要望があったが、当該通知において振り仮名が実装されるのは第4号施行日以降であり、その時点で振り仮名公証フラグが設定されていない日本人は基本的には想定されないことから、機能としては実装しない。</li><li>・ただし、第4号施行日以降に戸籍照合通知（法第19条第2項）を基に日本人氏名の振り仮名の入力処理を行う場合は、日本人氏名の振り仮名公証フラグを設定することを考え方に記載する。</li></ul>	<p style="text-align: right;">住民記録</p> <h4>4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込</h4> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>CSから戸籍照合通知（法第19条第2項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。</p> <p>(中略)</p> <p>当該機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。その際、通知内容を手動で入力することができること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(前略)</p> <p><u>なお、<a href="#">戸籍照合通知（法第19条第2項）</a>を基に日本人氏名の振り仮名の入力処理を行う場合は、適切に<a href="#">日本人氏名の振り仮名公証フラグ</a>を設定するよう留意する必要がある。</u></p>

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
7	<p><b>住民票の写しにおいて振り仮名欄を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写しにおいて<b>氏名の振り仮名欄を氏名欄の上に追加し</b>、日本人住民である場合は当該欄に印字する形に帳票レイアウトを修正する。</li> <li>外国人住民である場合には、氏名の振り仮名欄に*と表示する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #d4edda; padding: 5px; border: 1px solid #c3e6cb;">住民記録</div> <p><b>20.1.1 住民票の写し</b>  <b>【実装必須機能】</b>                  住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下のとおりとすること。                  ・氏名（ローマ字、漢字を含む。）                  ・<u>日本人氏名の振り仮名</u>                  （後略）</p> <p><b>【標準オプション機能】</b>                  ・<u>外国人</u>氏名のフリガナ（1.1.18参照）                  ・旧氏のフリガナ（1.1.18参照）                  ・通称のフリガナ（1.1.18参照）                  （後略）</p> <div style="text-align: center;"> <p>住民票</p> </div>

※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																				
8	<p><b>住民票の写し（世帯連記式）において振り仮名欄を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し（世帯連記式）において<b>氏名の振り仮名欄を氏名欄の上に追加</b>し、日本人住民である場合は当該欄に印字する形に帳票レイアウトを修正する。</li> <li>外国人住民である場合には、氏名の振り仮名欄に*と表示する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #808080; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">住民記録</div> <p><b>20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）</b></p> <p><b>【実装必須機能】</b>              住民票の写し（世帯連記式）に記載する項目は以下のとおりとすること。              ・氏名（ローマ字、漢字を含む。）              ・<u>日本人氏名の振り仮名</u>              （後略）</p> <p><b>【標準オプション機能】</b>              ・<u>外国人氏名のフリガナ</u>（1.1.18参照）              ・旧氏のフリガナ（1.1.18参照）              ・通称のフリガナ（1.1.18参照）              （後略）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>住民票 <span style="float: right;">公用</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td colspan="3">東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイイツ101号</td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td colspan="3">住民 太郎</td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>氏名の振り仮名</u> ジュウシン <u>名空欄</u></td> <td style="width: 15%;">個人番号</td> <td>1234 5678 9014</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>住民票コード</td> <td>1234 5678 903</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民となった年月日</td> <td>平成 24年 1月 1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住所を定めた年月日</td> <td>令和元年 12月 4日</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p><b>【変更箇所】</b>                  日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p><b>【変更箇所】</b>                  帳票レイアウト上に「氏名の振り仮名」項目を追加</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>20260715 ●●区 本庁1プリンタ001 011 1/2</p> <p style="border: 1px dashed orange; padding: 2px; font-size: small;">※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、「氏空欄」又は「名空欄」と表示されます。</p> </div>	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイイツ101号			世帯主	住民 太郎			<u>氏名の振り仮名</u> ジュウシン <u>名空欄</u>	個人番号	1234 5678 9014	氏名	住民票コード	1234 5678 903		住民となった年月日	平成 24年 1月 1日		住所を定めた年月日	令和元年 12月 4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイイツ101号																					
世帯主	住民 太郎																					
<u>氏名の振り仮名</u> ジュウシン <u>名空欄</u>	個人番号	1234 5678 9014																				
氏名	住民票コード	1234 5678 903																				
	住民となった年月日	平成 24年 1月 1日																				
	住所を定めた年月日	令和元年 12月 4日																				

※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正なし**

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																																																																																				
9	<p>(前頁の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名の振り仮名欄を設けたことに伴い、住民票の写し（世帯連記式）の項目のレイアウトを右のとおり修正する。（今後、旧氏の振り仮名が記載されることとなった際は旧氏欄の行を2分割するレイアウト修正を行う予定。）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【変更箇所】</b>                  氏名の振り仮名欄を新たに設け、旧氏・本籍の欄を修正し、1人当たり1行追加（合計4行追加）</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(新)</p> <p>住民票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>世帯主</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>氏名の振り仮名</td><td>個人番号</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td>住民票コード</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧氏</td><td>住民となつた年月日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>住所を定めた年月日</td><td>届出日</td><td></td></tr> <tr><td>性別</td><td>籍別</td><td>筆頭者</td><td></td></tr> <tr><td>本籍</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>転入前住所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>***</td><td>***</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>***</td><td>***</td><td></td><td></td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(旧)</p> <p>住民票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>世帯主</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>氏名</td><td>個人番号</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧氏</td><td>住民票コード</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>住民となつた年月日</td><td>住所を定めた年月日</td><td></td></tr> <tr><td>性別</td><td>籍別</td><td>届出日</td><td></td></tr> <tr><td>本籍</td><td></td><td>筆頭者</td><td></td></tr> <tr><td>転入前住所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>***</td><td>***</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>***</td><td>***</td><td></td><td></td></tr> </table> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <p>※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、氏空欄又は名空欄と表示されます。</p> </div>	住所				世帯主				氏名の振り仮名	個人番号			氏名	住民票コード			旧氏	住民となつた年月日			生年月日	住所を定めた年月日	届出日		性別	籍別	筆頭者		本籍				転入前住所				***	***			***	***			住所				世帯主				氏名	個人番号			旧氏	住民票コード			生年月日	住民となつた年月日	住所を定めた年月日		性別	籍別	届出日		本籍		筆頭者		転入前住所				***	***			***	***		
住所																																																																																						
世帯主																																																																																						
氏名の振り仮名	個人番号																																																																																					
氏名	住民票コード																																																																																					
旧氏	住民となつた年月日																																																																																					
生年月日	住所を定めた年月日	届出日																																																																																				
性別	籍別	筆頭者																																																																																				
本籍																																																																																						
転入前住所																																																																																						
***	***																																																																																					
***	***																																																																																					
住所																																																																																						
世帯主																																																																																						
氏名	個人番号																																																																																					
旧氏	住民票コード																																																																																					
生年月日	住民となつた年月日	住所を定めた年月日																																																																																				
性別	籍別	届出日																																																																																				
本籍		筆頭者																																																																																				
転入前住所																																																																																						
***	***																																																																																					
***	***																																																																																					

※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正なし**

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																																																			
10	<p><b>転出証明書において振り仮名項目を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転出証明書において氏名の振り仮名欄を氏名欄の上に追加し、法第7条の記載事項として住民票に記載された日本人氏名の振り仮名については、当該欄に「氏名の振り仮名」を記載する。</li> <li>外国人住民である場合には、氏名の振り仮名欄に*と表示する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #90EE90; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">住民記録</div> <p><b>20.3.2 転出証明書</b>  <b>【実装必須機能】</b></p> <p>転出証明書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。</p> <p style="text-align: center;">特例による転出処理済】          転出証明書          再交付】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">届出日</td><td style="width: 45%;">令和元年12月3日</td><td style="width: 25%;">転出予定年月日</td><td style="width: 5%;">令和元年12月4日</td></tr> <tr> <td>転出先住所</td><td colspan="3">東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</td></tr> <tr> <td>転出前住所</td><td colspan="3">東京都千代田区霞が関2-1-2</td></tr> <tr> <td>転出前の世帯主</td><td colspan="3">住民 太郎</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">3</td> <td style="width: 15%;">氏名の振り仮名</td> <td style="width: 45%;">ジューミン 名空欄】</td> <td style="width: 10%;">個人番号</td> <td style="width: 10%;">1234 5678 9014</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>住民 一郎</td> <td>住民票コード</td> <td>1234 5678 903</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>平成24年1月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>性別</td> <td>男          続柄          子</td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <p><b>【変更箇所】</b> 帳票レイアウト上に「氏名の振り仮名」項目を追加</p> <p><b>【変更箇所】</b> 日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 30%;">資格なし</td> <td style="width: 20%;">不明</td> <td style="width: 15%;">資格なし</td> <td style="width: 15%;">資格なし</td> <td style="width: 20%;">資格なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>資格なし</td> <td>該当なし</td> <td>資格あり</td> <td>資格なし</td> <td>資格なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">20260715 ●●区 本庁1プリンタ001 011 1/3</p> <p style="border: 1px dashed orange; padding: 2px; font-size: x-small;">※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、氏空欄】又は、名空欄】と表示されます。</p>	届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日	転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号			転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2			転出前の世帯主	住民 太郎			3	氏名の振り仮名	ジューミン 名空欄】	個人番号	1234 5678 9014	氏名	住民 一郎	住民票コード	1234 5678 903			生年月日	平成24年1月1日			性別	男          続柄          子	2	資格なし	不明	資格なし	資格なし	資格なし	3	資格なし	該当なし	資格あり	資格なし	資格なし	4					
届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日																																																		
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号																																																				
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2																																																				
転出前の世帯主	住民 太郎																																																				
3	氏名の振り仮名	ジューミン 名空欄】	個人番号	1234 5678 9014																																																	
	氏名	住民 一郎	住民票コード	1234 5678 903																																																	
			生年月日	平成24年1月1日																																																	
			性別	男          続柄          子																																																	
2	資格なし	不明	資格なし	資格なし	資格なし																																																
3	資格なし	該当なし	資格あり	資格なし	資格なし																																																
4																																																					

※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正なし**

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント
---	--------

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

**【変更箇所】**  
 氏名の振り仮名欄を新たに設け、旧氏・本籍の欄を修正し、1人当たり1行追加（合計4行追加）

住民記録

(前頁の続き)

- 氏名の振り仮名欄を設けたことに伴い、転出証明書の項目のレイアウトを右のとおり修正する。(今後、旧氏の振り仮名が記載されることとなった際は旧氏欄の行を2分割するレイアウト修正を行う予定。)

11

(新)

転出証明書

届出日	転出予定年月日			
転出先住所	転出前住所			
転出前の世帯主	転出前の世帯主			
氏名の振り仮名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
氏名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
旧氏	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
本籍	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
***	***	***	***	***
氏名の振り仮名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
氏名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
旧氏	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
本籍	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
***	***	***	***	***
氏名の振り仮名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
氏名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
旧氏	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
本籍	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
***	***	***	***	***
氏名の振り仮名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
氏名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
旧氏	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
本籍	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
***	***	***	***	***

(旧)

転出証明書

届出日	転出予定年月日			
転出先住所	転出前住所			
転出前の世帯主	転出前の世帯主			
氏名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
旧氏	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
本籍	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
***	***	***	***	***
氏名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
旧氏	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
本籍	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
***	***	***	***	***
氏名	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
旧氏	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
本籍	個人番号	住民票コード	生年月日	性別
***	***	***	***	***

該当	国民健康保険資格	国民年金基礎年金番号	種別	児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険
1						
2						
3						
4						

※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、氏(空欄)又は名(空欄)と表示されます。

※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際は、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正あり**

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容	住民記録
12	<p><b>転入/転居届出において振り仮名・フリガナを印字</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見照会において、転入時に外国人氏名のフリガナをプレ印字することが窓口及び住民の負担軽減に資するため、機能として必要である旨の意見があった。</li> <li>本様式に印字された記載は公証する性質のものではなく、転入/転居者の便宜を図るためのものであることに鑑み、第4.1版までの仕様どおり外国人氏名のフリガナを印字できる機能とする。</li> <li>なお、日本人については、振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携されている振り仮名とそうでない振り仮名が混在することを避けるため、日本人氏名の振り仮名が法第7条の記載事項として<b>住民票に記載されている場合のみ印字する取扱い</b>となる。</li> </ul>	<p><b>20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届【実装必須機能】</b></p> <p>法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異動する(した)人の氏名</li> <li>・異動する(した) <del>大の氏名(フリガナ)</del> 日本人氏名の振り仮名</li> <li>・異動する(した) 外国人氏名のフリガナ</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>また、本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。</p> <p><b>なお、異動する(した)日本人の振り仮名の項目については、法第7条の記載事項として住民票に記載される振り仮名のみを印字することとする。</b></p> <p>転居予約を利用した転居届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異動する(した)人の氏名</li> <li>・異動する(した) <del>大の氏名(フリガナ)</del> 日本人氏名の振り仮名</li> <li>・異動する(した) 外国人氏名のフリガナ</li> </ul> <p>(後略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>日本人住民の振り仮名は、戸籍の記載に基づき住民票の記載事項として記載されたものである一方、外国人氏名のフリガナは住民記録の整理のために管理上、必要であるということで便宜的に記載されているものである。このため、他市区町村からの異動である転入時に印字する項目は、公証されている日本人氏名の振り仮名に限定し、外国人氏名のフリガナは自市区町村内の異動である転居時のみ印字できる取扱いとしている。</p> <p><b>日本人氏名の振り仮名については、戸籍において法令上の記載事項とされ、法第7条における住民票の記載事項とされたことを踏まえ、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の記載事項として住民票に記載される振り仮名のみ印字する。令和5年改正戸籍法から1年以内は氏のみ又は名のみ法第7条の記載事項として住民票に記載される日本人氏名の振り仮名があるところ、法第7条の記載事項として住民票に記載されていない氏又は名の振り仮名は印字されない取扱いとなる。</b></p>	住民記録

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																				
13	<p>日本人氏名の振り仮名に関するエラー・アラート機能を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人氏名の振り仮名について、氏と名の間に空白を設ける必要があるため、該当するエラーを追加する。</li> <li>また、日本人氏名の振り仮名の入力漏れを抑止するため、未記載の場合のアラートを追加する。</li> </ul>	<span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">住民記録</span> <span style="background-color: #ADD8E6; padding: 2px; margin-left: 10px;">戸籍附票</span>																				
		<p><b>11.1 エラー・アラート項目</b></p> <p>○ エラー項目一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エラー番号</th> <th style="width: 60%;">エラー項目</th> <th style="width: 30%;">(参考) 表示メッセージ例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>日本人氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がない場合</td> <td>日本人住民の氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がありません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エラー番号</th> <th style="width: 90%;">エラーとした考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>日本人氏名の振り仮名の入力については、氏と名の間には空白が必要であるため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ アラート項目一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">アラート番号</th> <th style="width: 60%;">アラート項目</th> <th style="width: 30%;">(参考) 表示メッセージ例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>日本人氏名の振り仮名が未記載の場合</td> <td>日本人住民の氏名の振り仮名が入力されていません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">アラート番号</th> <th style="width: 90%;">アラートとした考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>日本人氏名の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</td> </tr> </tbody> </table>	エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例	2	日本人氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がありません。	エラー番号	エラーとした考え方・理由	2	日本人氏名の振り仮名の入力については、氏と名の間には空白が必要であるため。	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例	7	日本人氏名の振り仮名が未記載の場合	日本人住民の氏名の振り仮名が入力されていません。	アラート番号	アラートとした考え方・理由	7	日本人氏名の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
		エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例																		
		2	日本人氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がありません。																		
		エラー番号	エラーとした考え方・理由																			
		2	日本人氏名の振り仮名の入力については、氏と名の間には空白が必要であるため。																			
		アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例																		
		7	日本人氏名の振り仮名が未記載の場合	日本人住民の氏名の振り仮名が入力されていません。																		
		アラート番号	アラートとした考え方・理由																			
		7	日本人氏名の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。																			

※戸籍附票システム標準仕様書についても、アラートを同様の考え方で追加。  
 ※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正あり**

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
14	<p><b>日本人氏名の振り仮名の住民票への記載に伴う異動履歴の記載を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見照会において、異動履歴の記載例について、異動前が空欄の場合には【空欄】と記載すべき旨の意見があった。</li> <li>改ざん防止の観点から、日本人氏名の振り仮名が振り仮名の届出の受理地又は本籍地より振り仮名が連携され、<b>法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合に、異動前の振り仮名欄は【空欄】とする旨を示す。</b></li> <li>氏又は名の振り仮名のいずれかが先に連携され、後にもう一方の振り仮名が連携される場合においても、履歴を記載する旨を示す。</li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #8bc34a; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #2196f3; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>20.0.3 異動履歴の記載</b>  <b>【実装必須機能】</b></p> <p>住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票記載事項証明書（世帯連記式でないものに限る。）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。</p> <p>（中略）</p> <p>また、同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものとして、履歴を記載すること。  <u>なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名によって戸籍において公証され、法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合、便宜上自治体が保持している公証前の振り仮名の修正ではなく、新たに振り仮名を記載したのとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名の振り仮名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に住民票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。</u></p> <p>（記載例）戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【異動履歴】</b></p> <p>令和 7年 6月 7日申出（令和 7年 6月 7日異動（職権記載））              異動項目：氏名の振り仮名              異動前：【空欄】              異動後：サトウ ハナコ              留意事項：</p> </div>

※戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。  
 ※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
15	<p><b>個人番号カード券面事項の追加に伴う、取込CSV形式データの追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名の振り仮名を個人番号カードの記載事項とする令和5年改正番号法の施行（公布の日から起算して3年以内に政令で定める日施行）に伴い、<b>個人番号カード券面事項に日本人氏名の振り仮名が追加されることとなるため、取り込むべきCSV形式データの種類に個人番号カード券面事項における日本人氏名の振り仮名を追加。</b></li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #76b82a; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">住民記録</div> <p><b>10.8 CSV形式のデータの取込</b>                      （前略）</p> <p><b>【標準オプション機能】</b>                      異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動届に記載のデータ</li> <li>・住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ</li> <li>・個人番号カード券面事項（4情報等（住所・氏名・<u>日本人氏名の振り仮名</u>・旧氏・通称・生年月日・性別）及び 個人番号）</li> </ul>

※今後、旧氏の振り仮名が住民票等の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容															
16	<p><b>戸籍の附票の写し等において振り仮名欄を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名の振り仮名欄を追加し、法第17条に基づき戸籍の附票に氏名の振り仮名が記載されている場合は、当該欄に印字する。</li> <li>氏又は名のいずれかの振り仮名が記載されていない、当該振り仮名は（○空欄）と出力し、その場合は、戸籍の届出がされていない氏又は名の振り仮名については空欄として表示される旨の注釈を記載する。</li> <li>氏名の振り仮名が記載されていない場合は、項目名及び項目内容を記載せず、上詰めして表示する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #ADD8E6; padding: 2px;">戸籍附票</div> <p><b>20.1.1 戸籍の附票の写し</b>  <b>【実装必須機能】</b>          戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。          （中略）          戸籍の附票の写しに記載する項目は以下のとおりとすること。          ・戸籍の表示（本籍・筆頭者）          ・氏名  <u>・氏名の振り仮名</u>          （後略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 2px;">全部証明</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">本籍</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">籍名</td> <td style="padding: 2px;">省略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">省略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"><b>【変更箇所】</b> 帳票レイアウト上に「氏名の振り仮名」欄を追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">附票に記載されている者</td> <td style="padding: 2px;">氏名] 齊藤 太一</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">[氏名の振り仮名] サイド 名空欄)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">[生年月日] 平成6年12月6日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"><b>【変更箇所】</b> 帳票レイアウト上に氏名の振り仮名に係る注釈を記載</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">20261001 千代田区 本庁1 プリント001 011 1/1</p> <p style="border: 1px dashed orange; padding: 2px; font-size: x-small;">※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、氏空欄)又は 名空欄)と表示されます。</p> </div>	全部証明			本籍	籍名	省略)	氏名	氏名	省略)	附票に記載されている者	氏名] 齊藤 太一		[氏名の振り仮名] サイド 名空欄)		[生年月日] 平成6年12月6日
全部証明																	
本籍	籍名	省略)															
氏名	氏名	省略)															
附票に記載されている者	氏名] 齊藤 太一																
	[氏名の振り仮名] サイド 名空欄)																
	[生年月日] 平成6年12月6日																

※今後、旧氏の振り仮名が戸籍の附票の記載事項となった際、旧氏について必要な修正を行う予定である。

### 3. 氏名の振り仮名法制化にかかる主な仕様書修正内容

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

#### 戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容																										
17	<p><b>在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書において振り仮名欄を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更通知において振り仮名を通知する必要があることから、振り仮名欄を設ける。法第17条に基づく記載がされていない場合には欄を設けたうえで内容を*とする。</li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #ADD8E6; padding: 2px 5px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書（レイアウト）</b></p> <p style="text-align: center;">在外選挙人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更等について 通知)</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">異動事由</td> <td colspan="2"></td> <td style="width: 15%;">異動日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">振り仮名</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">性別</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新</td> <td></td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px; text-align: right;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>【変更箇所】 帳票レイアウト上に「振り仮名」欄を追加</p> </div> </div>	異動事由			異動日			氏名	旧		振り仮名	旧		新		新		生年月日	旧		性別	旧		新		新	
異動事由			異動日																									
氏名	旧		振り仮名	旧																								
	新			新																								
生年月日	旧		性別	旧																								
	新			新																								

## 4. その他意見等を踏まえた修正点

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正あり

### 住民記録システム等標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容
18	<p><b>住民基本台帳事務処理要領の改定を踏まえた「加害者」の仕様書上の表記の修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援措置においては、加害者の立場が確定していない場合などがあることに鑑み、住民基本台帳事務処理要領において、「被害者」・「加害者」の表記を「支援措置対象者」・「相手方」に改めた。</li> <li>このことを踏まえ、標準仕様書上の「加害者」の表記を「支援措置対象者の相手方」に修正する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #FFC107; color: white; padding: 2px 5px;">印鑑登録</span> <span style="background-color: #2196F3; color: white; padding: 2px 5px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>1.1.16 支援措置対象者管理</b>  <b>【実装必須機能】</b>      (前略)      &lt;当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目&gt;  <input type="radio"/> 支援措置申出書情報      (中略)  <b>【支援措置対象者の相手方加害者に関する項目】</b> (判明している場合)      ・氏名      ・生年月日      ・住所      (後略)</p> <p><b>2.2.4 支援措置対象者照会</b>  <b>【実装必須機能】</b>      (中略)  <b>【考え方・理由】</b>      支援措置対象者を保護するため、<b>支援措置対象者の相手方加害者</b>等に対して誤って支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる又は住民票の写し等の証明書を交付することを防止するため、照会時に住民票データを確認する場合において表示する全ての画面において、支援措置対象者であることを容易に確認できる必要がある。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">※ 上記は修正箇所の一部抜粋であり、1.1.16 支援措置対象者管理のその他記載箇所や用語集上の記載も修正する。</p>

※印鑑登録システム標準仕様書及び戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。

## 4. その他意見等を踏まえた修正点

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正あり**

### 住民記録システム等標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容
19	<p><b>住基ネットにおける文字情報の連携方法等について記載を修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネットにおける行政事務標準文字に係る文字情報の連携方法等について、住基ネット改修・改造仕様書の改定予定であることを踏まえて、標準仕様書上の記載を修正する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #6AA84F; color: white; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #4F81BD; color: white; padding: 2px 5px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込</b></p> <p><b>【実装必須機能】</b>          (前略)          CSから受信した戸籍照合通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。外字（住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。）が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。なお、「文字セット等」からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、経過措置として、「文字情報基盤文字」によるデータとともに、これらに変換できる「変換可能文字」によるデータを併用することを許容している（30.2（文字）を参照）ため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。出力先は、戸籍照合通知取込エラー一覧表への出力、画面への出力等方法は指定しないが、職員の手を介することなくシステムで出力できること。</p> <p>(後略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b>          (前略)          また、戸籍照合通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い、住基ネット統一文字及び行政事務標準文字図形名にて連携されるため、これを適切に処理できること。外字が設定されていた場合は、特定コード「D700」でCSから連携されるが、該当文字の字形は同通知に設定されたMJ文字図形名を基に調べる必要がある。</p> <p>「30.2（文字）」に記載のとおり、住民記録システムで用いるデータの文字セットは文字情報基盤文字であるため、MJ文字図形名に該当する字形等の文字情報は把握できる。</p> <p>したがって、職員がMJ文字図形名を基に手作業で字形を調査するのではなく、住民記録システムが該当する文字を出力することを標準とした。</p> <p>※住民記録システムにおける文字要件については、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づき、従来の文字セットから行政事務標準文字に同定し、文字の標準化を進めていく。なお、住基ネットにおける行政事務標準文字に係る文字情報の連携方法等については、検討を行っているところであり、この検討を踏まえ、再修正を行う予定である。</p> <p>※ 上記は修正箇所の一部抜粋であり、4.2.0.7 及び4.2.0.8の記載も同様に記載も修正する。</p>

※戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。

## 4. その他意見等を踏まえた修正点

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

### 住民記録システム等標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容										
20	<p><b>空欄を許容しない項目に「日本人住民の氏名」を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人住民の氏名について、<b>名が空欄の場合があるが、氏は必ず記載される</b>ため、氏名という項目では空欄となることはないことから、<b>空欄を許容しない項目に「日本人住民の氏名」を追加し、考え方・理由も併せて修正する。</b>（基本データリストにおいても、日本人住民の場合、氏名及び氏については必須の出力項目となっている。）</li> <li>上記趣旨に沿って、アラートにおける「考え方・理由」を補記。</li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #2196F3; color: white; padding: 2px 5px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>1.1.6 空欄</b>  <b>【実装必須機能】</b>      (前略)      【空欄を許容しない項目】      ・<u>日本人住民の氏名</u>      (中略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b>  <u>日本人住民の氏名</u>については、出生届において名及び名の振り仮名が未定であり<u>の場合があるが、氏及び氏の振り仮名は必ず記載されることから、氏名の項目としては空欄を許容しない</u>となる場合があることから、<b>空欄が許容される。</b>      (後略)</p> <p><b>11.1 エラー・アラート項目</b></p> <p>○ <b>アラート項目一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">アラート番号</th> <th style="width: 55%;">アラート項目</th> <th style="width: 30%;">(参考) 表示メッセージ例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>氏名が未記載の場合</td> <td>氏名が入力されていません。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">アラート番号</th> <th style="width: 85%;">アラートとした考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td><u>日本人住民の氏名</u>については、出生届において名が未定の際、<u>名のみ空欄の場合があるが、それ以外において入力漏れを回避するため、名が入力されていないアラートが必要</u>。外国人住民の氏名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。</td> </tr> </tbody> </table>	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例	6	氏名が未記載の場合	氏名が入力されていません。	アラート番号	アラートとした考え方・理由	6	<u>日本人住民の氏名</u> については、出生届において名が未定の際、 <u>名のみ空欄の場合があるが、それ以外において入力漏れを回避するため、名が入力されていないアラートが必要</u> 。外国人住民の氏名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例										
6	氏名が未記載の場合	氏名が入力されていません。										
アラート番号	アラートとした考え方・理由											
6	<u>日本人住民の氏名</u> については、出生届において名が未定の際、 <u>名のみ空欄の場合があるが、それ以外において入力漏れを回避するため、名が入力されていないアラートが必要</u> 。外国人住民の氏名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。											

※戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。

## 4. その他意見等を踏まえた修正点

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

前回検討会から  
修正なし

### 住民記録システム等標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容
21	<p><b>外国人住民に係る不詳日入力一覧の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民の生年月日不詳において、在留カード等の記載に合わせる必要があり、【外国人住民の生年月日不詳日入力一覧】を追加。</li> </ul>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #FFC107; color: white; padding: 2px 5px;">印鑑登録</span> </div> <p><b>1.1.8 年月日の管理</b>  <b>【実装必須機能】</b>      年月日は、暦上日に限り、許容すること。ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち1.1.1（<a href="#">日本人住民データの管理</a>）に規定する生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、改製記載年月日、改製消除年月日及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2（異動事由）に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。1.1.2（<a href="#">外国人住民データの管理</a>）に規定する生年月日については、以下に規定する外国人住民の生年月日不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。</p> <p>（中略）</p> <p><b>【外国人住民の生年月日不詳日入力一覧】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<a href="#">（西暦）</a> ○○○○年 0 0月 0 0日」</li> <li>・「<a href="#">（西暦）</a> ○○○○年○○月 0 0日」</li> </ul>

※印鑑登録システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。

## 4. その他意見等を踏まえた修正点

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除  
 黄色：前回検討会から修正した箇所

- 住民記録システム等標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

**前回検討会から  
修正あり**

### 住民記録システム等標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム等標準仕様書修正内容
22	<b>宛名番号・世帯番号のチェックデジットに係る記載の修正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>チェックデジットの算出方式としてモジュラス11としているが、余りが1の場合における検査付番を規定していないため、検査付番を0とする記載を追加する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">住民記録</div> <p><b>1.1.13 宛名番号・世帯番号</b>  <b>【実装必須機能】</b>            宛名番号及び世帯番号は、自動付番できること。            宛名番号及び世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W2～7）とする。余りが0又は1の場合、検査付番は0とする。また、本ルール適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。</p>
23	<b>入力場所・入力端末</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「10.3 操作権限管理」の考え方で平仄を合わせ、当該システム単独ではなく共通機能等で入力端末等の管理を行うことも可とする旨の記載を追加する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">住民記録</div> <div style="text-align: right; background-color: #bbdefb; padding: 2px;">戸籍附票</div> <p><b>1.3.1 入力場所・入力端末</b>  <b>【実装必須機能】</b>            システムログや証明書発行管理に使用するため、住民記録システムを使用する場所として、本庁、支所、出張所、住民記録システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。            （後略）  <b>【考え方・理由】</b>            システムログや証明書発行管理に使用するための住民記録システムを使用する場所（本庁・支所・出張所・住民記録システム利用課等の入力場所）及び入力端末等を管理する機能が必要。  <span style="background-color: #fff9c4;">なお、当該機能については、標準準拠システムで実装するか、共通基盤等で実装するかを問わない。</span></p> <p>※ 戸籍附票システム標準仕様書についても、同様の考え方で修正。            ※ 印鑑登録システムについては、【考え方・理由】にて「住民記録システムに準ずる。」と記載されていることから、修正対象外。</p>
24	<b>諸元表・レイアウトの平仄合わせ・誤記修正（公用文対応）</b>	<div style="text-align: right; background-color: #c8e6c9; padding: 2px;">住民記録</div> <div style="text-align: right; background-color: #fff9c4; padding: 2px;">印鑑登録</div> <div style="text-align: right; background-color: #bbdefb; padding: 2px;">戸籍附票</div> <p>・レイアウトに合わせた諸元表の平仄合わせ、レイアウト・諸元表についての誤記修正（公用文対応）を行った。</p>

## 5. 指定都市要件に係る修正内容

### 5-1. 指定都市要件再検討の概要

- 指定都市要件の再検討についての概要については下記のとおりです。  
(令和5年9月 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議 デジタル庁資料)

### 3. 指定都市要件見直しの対応方針について

- 令和5年度上半期において、指定都市市長会をはじめ、**複数の指定都市から指定都市要件の更なる見直しについて、デジタル庁に要望。**(次頁参照)
- 今般の地方公共団体情報システム標準化基本方針改定案において、「標準準拠システムへの移行作業については、円滑かつ安全に実施されるよう、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が必要となることから、国は、令和5年度(2023年度)において、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう支援する。」とされたことを踏まえ、**指定都市要件に係る最終的な課題解決を図り、指定都市における円滑かつ安全な標準準拠システムへの移行を実現**する必要。



#### ■ 令和5年度(2023年度)：指定都市要件見直しの対応方針

標準仕様書の作成・更新は、各制度所管省庁が実施するところ、令和5年度においても、昨年度からの継続的な取組として、以下の方針で指定都市要件の見直しを行う。

- 令和4年度(2022年度)の協議において、**再検討とされた項目(1903件)について、令和5年度(2023年度)内に標準仕様書への反映要否を固めるため、各制度所管省庁における検討状況も踏まえつつ、指定都市及び事業者の協力の下、デジタル庁と制度所管省庁が連携して最終的な精査を行う。**

#### 【精査の骨子】

再検討とされた項目について、次のとおり分類  
①制度上対応困難な項目  
②指定都市に確認等が必要な項目



②について指定都市間での確認・調整



指定都市間でとりまとめた項目について、標準仕様書への反映要否の検討

- 具体的な実施方法については、9月中にデジタル庁から各制度所管省庁に提示する予定。

## 5. 指定都市要件に係る修正内容

### 5-1. 指定都市要件再検討の概要

- 各仕様書において、指定都市要件再検討課題の概要を下記に示します。

指定都市要件に係る再検討課題内訳

	意見数	修正	修正なし		
			既成案・成案予定	代替項目・方法あり	対応なし
住民記録システム	37	2	1	5	29
印鑑登録システム	5	2	1	0	2
戸籍附票システム	5	0	0	0	5

※意見に関して事務局で整理した内容について指定都市・ベンダに確認を行い、「修正」とした項目は2件であり、P31及びP32に示す。

「既成案・成案予定」「代替項目・方法あり」「対応なし」と整理した項目のうち、P33に示す「対応なし」とした1件以外の項目については、検討を終了（検討内容の詳細は参考資料5～7を参照）。

## 5. 指定都市要件に係る修正内容

### 5-2. 主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書等における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市においては、システム上で手数料を含めた集計を可能とし、業務効率の向上を図る目的で、交付履歴の項目上で交付区分とは別に手数料の有無を判断可能な管理項目を「標準オプション機能」として設けることとしてほしい。</li> </ul>	<p><b>交付履歴における項目とは別に、手数料の有無にかかる項目を管理できる機能を標準オプション機能として追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口規模の大きい指定都市において、業務効率化に資するものと考えられることから、交付履歴における項目とは別に、手数料の有無にかかる項目を管理することを標準オプション機能として追記。</li> </ul>	<div style="text-align: right;"> <span style="background-color: #d4edda; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #fff3cd; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">印鑑登録</span> </div> <p><b>1.3.8 交付履歴の管理</b>  <b>【標準オプション機能】</b>  <u>指定都市においては、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する証明書の交付履歴（20.1.1（住民票の写し）、20.1.3（住民票の写し（世帯連記式））、20.1.4（住民票の除票の写し）、20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）に関するもの）は、市が定める期間、手数料の有無を管理すること。</u></p> <p><b>【考え方・理由】</b>    （前略）  <u>手数料の有無にかかる項目を管理することによって、集計等の業務効率化に資するものと考えられることから、人口規模の大きい指定都市においては標準オプションとした。</u></p>

※印鑑登録システム標準仕様書についても、指定都市要件の要望があり、同様の考え方で修正。

## 5. 指定都市要件に係る修正内容

### 5-2. 主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書等における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている自治体があることから都道府県名を省略できることを「実装オプション機能」として設けることとしてほしい。</li> </ul>	<p><b>市長名又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること旨を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市においては、区名も印字することから都道府県名を印字しないとした場合においても一意に示せないことは起こりえないことから、市長名又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できることとして追記。</li> </ul>	<div style="text-align: right;"> <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">住民記録</span> <span style="background-color: #FFEB3B; padding: 2px 5px;">印鑑登録</span> <span style="background-color: #2196F3; color: white; padding: 2px 5px;">戸籍附票</span> </div> <p><b>5.6 公印・職名の印字</b></p> <p>【実装必須機能】</p> <p>システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市区町村長又は職務代理者の印）を選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、<b>指定都市・特別区の場合も含め、</b>都道府県名を印字すること。<u>ただし、指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。</u></p> <p>（後略）</p> <p>【実装不可機能】</p> <p>（前略）</p> <p><del>指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。</del></p> <p>【考え方・理由】</p> <p>（前略）</p> <p>指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている市区町村もあるが、<u>分科会における議論の結果、指定都市においては、区名も印字することから都道府県名を印字しないとした場合においても一意に示せないことは起こりえないことから、指定都市においては<b>いずれの場合も</b>都道府県名は省略できる</u>しないこととして取扱いを統一することとした。</p>

## 5. 指定都市要件に係る修正内容

### 5-3. その他主なご意見と対応

- 指定都市要件の再検討のうち、①制度上の理由等で対応しない項目（令和5年3月28日開催 第18回住民記録システム等標準化検討会で対応なしと整理した項目含む。）、②既に成案済・成案見込みの項目、③代替項目・代替方法がある項目について、再度指定都市において要件の再整理を行ったもののうち、要望があり、ベンダへのヒアリングを行い、対応なしとした項目及びその理由を下記に示します。
- 下記項目以外の一覧については、別紙の参考資料5～7に掲載しています。

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 様式・帳票要件	20.0.1 様式・帳票全般	—	契印連動機等に使用する場合、バーコード等を印字できること。また、バーコード等により発行番号等を読み取ることにより簡易に該当証明書の処分情報を入力でき、日次の証明書発行件数の統計データに反映されること	「1.3.8交付履歴の管理」の実装必須機能として「処分情報」を管理することとなっているが、指定都市においてはその人口規模の大きさから、誤って発行した証明書や発行したものの不要となった証明書が日々相当数発生する。特に証明書の郵送請求事務については証明書交付センターが全区分を一括で処理していることから、その量は膨大である。 そのため、1件ずつ処分情報を入力することになった場合、相当な労力が見込まれ現行体制では対応が困難。	対応なし	人口規模の大きさから他市区町村の対応より増えることは理解するものの、処分情報を記録するような誤動作を減らす対応が必要である。操作IDで交付履歴を絞って検索し、該当する帳票を選択すること等で対応いただきたい。 なお、ご意見のある機能について、ベンダヒアリングをしたところ、ヒアリングの限りにおいては現行システムにおいて実装しているベンダはいないとのことであった。

## 6. 本改定内容の適合基準日

- 本改定内容の適合基準日は以下といたします。

### デジタル庁にて示された方針

「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」

2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

#### 標準仕様書機能要件の改定ルールについて

1～5. （略）

**6. 改定内容の適合基準日を明示すること。**

### 本改定内容の適合基準日

住民記録システム標準仕様書第5.0版案・

印鑑登録システム標準仕様書第3.2版案・

戸籍附票システム標準仕様書第3.0版案における**実装必須機能に係る改定内容の適合基準日**は、**令和8年4月1日**とする。

※ 標準準拠システムの利用有無に関わらず、住民記録システム及び戸籍附票システムにおいては改正戸籍法施行日以降は氏名の振り仮名の管理等が必要となる点に留意すること。

## 7. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項	状況と今後の方向性
1 旧氏の振り仮名記載に関する対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 今後、旧氏の振り仮名が住民票に、旧氏及び旧氏の振り仮名が戸籍の附票に記載されることが予定され、住民記録・戸籍附票システムにおける旧氏の振り仮名に関する機能について追記、修正を行う予定。</li></ul>